

岩手県告示第841号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成26年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸両替漁港海岸両替地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点21までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点21と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度00分07秒01863、東経141度40分33秒33583
- 基点2 北緯39度00分06秒24851、東経141度40分32秒81289
- 基点3 北緯38度59分53秒21404、東経141度40分52秒07716
- 基点4 北緯38度59分53秒62776、東経141度40分52秒58090
- 基点5 北緯38度59分53秒24594、東経141度40分53秒08782
- 基点6 北緯38度59分53秒79431、東経141度40分53秒76531
- 基点7 北緯38度59分54秒13094、東経141度40分53秒19352
- 基点8 北緯38度59分54秒57439、東経141度40分52秒64535
- 基点9 北緯38度59分55秒97358、東経141度40分51秒29584
- 基点10 北緯38度59分57秒39363、東経141度40分49秒41351
- 基点11 北緯38度59分57秒89940、東経141度40分48秒39744
- 基点12 北緯38度59分58秒39329、東経141度40分47秒57353
- 基点13 北緯38度59分59秒53326、東経141度40分45秒98103
- 基点14 北緯39度00分00秒49020、東経141度40分44秒79809
- 基点15 北緯39度00分01秒93707、東経141度40分42秒77682
- 基点16 北緯39度00分05秒35786、東経141度40分37秒55804
- 基点17 北緯39度00分06秒92028、東経141度40分34秒90378
- 基点18 北緯39度00分07秒99251、東経141度40分35秒68221
- 基点19 北緯39度00分08秒31397、東経141度40分34秒81966
- 基点20 北緯39度00分07秒97940、東経141度40分34秒42633
- 基点21 北緯39度00分07秒52307、東経141度40分33秒78930

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターに備えておいて縦覧に供する

。